

5章

コミュニティを基盤としたサイバースペースの監視体制

5章 コミュニティを基盤としたサイバースペースの監視体制

サイバースペースの監視体制は、インターネット上で発生しうる様々な危険から、市民—特に子どもを護ることを目的に構築されている。

アメリカでは、ここ2年間で、インターネット上の被害に対する人々の関心が急速に高まっている。中でも特に問題視されているのは、次のような点である。

- a インターネットを利用すれば、子どもでも、ポルノや差別的内容の文献など不適切な情報にアクセスできてしまう。
- b インターネットを通じて、子どもに対する性犯罪者（小児性愛者）による児童ポルノ関連情報の入手や流布が可能になる。また、このような犯罪者がチャットルーム（インターネット上で、同時に複数の人々と会話できるシステム）を利用して、子どもと会話することもできる。
- c 青少年が、インターネット上で見た暴力的行為や遊び（ゲーム）を模倣するおそれがある。
- d ウェブサイトに公示された情報をみて、青少年が、爆弾をはじめ様々な武器の作り方を学習するおそれがある。
- e お年寄りが、ネット上の取り引きなどを通じて、悪徳商法の被害に遭いやすくなる。

以上のような脅威を克服するために、政府やコミュニティをはじめとする各団体が、様々な対策をこうじている。

1. 政府の施策

(1) 連邦法

1996年、連邦電子通信法(FTA:Federal Telecommunication Act)に、コミュニケーション

ションのエチケットに関する法令 (CDA:Communication Decency Act)が加えられたことにより、電子メールを含め、コンピューター上の「猥褻な」通信は、すべて犯罪行為とされることになった。この法令で特に重要な点は、個人であれ会社であれ、コンピューター上の双方向的サービスを利用し、未成年者が簡単に見られるような方法で猥褻な情報を提示することは違法であると規定したことである。また、特定の未成年者に、故意に猥褻情報を提供することも違法とした。

しかしこの法令は、1997年に、内容があいまいで、「猥褻」という言葉の定義があまりにも漠然としているという理由で、違憲とされた。またこの法令を実際に施行するのは不可能ともいわれた。最高裁は、インターネットの内容に関する広範囲の規制は、合衆国憲法で規定されている「言論の自由」の権利に反するとの裁定をくだした。コミュニケーションのエチケットに関する法令は、もとはといえば子どもの保護を目的に立案されたものだったが、表現があまりにも大まかすぎたために、規制の対象を子ども向けの情報だけにしぼった内容とはいえないくなってしまったのである。

その後1998年に、合衆国政府は、このCDA法に替わる新たな2つの法律を制定した。すなわち、オンライン上の子どものプライバシー保護法(The Child Online Privacy Protection Act)、およびオンライン上の子ども保護法(The Child Online Protection Act)である。前者の子どものプライバシー保護法は、変質的な小児性愛者をはじめ、危険な人物から子どもを保護することがねらいである。子どもをターゲットにしたウェブサイトには、様々なサービスを利用するため、子どもの名前、住所、電話番号のような情報をを集めているものが多い。したがって、この保護法では、13歳以下の子どもからそのような情報を入手する際には事前に親の承諾を得ることを、ウェブサイトの管理者に義務づけている。

オンライン上の子ども保護法(COPA)は、コミュニケーションのエチケットに関する法令より厳密な規定を設けている。COPAは、「何が猥褻であるのか」を明確に定義しており、対象も商業用ウェブサイトに絞っている。COPAは、商業用ウェブサイトが故意に、未成年に害を及ぼすような露骨な性表現を、17歳以下の子どもが見られるようにする行為を犯罪とした。COPAが定める有害な性表現とは、「若者にとって、科学的にも、文学的、芸術的、政治的にも利益のない、露骨なポルノグラフィー」のことである。すなわちCOPAは、「社会的価値のある」性表現は保護するという点において、コミュニケーションのエチケットに関する法令とは明確に異なっている。

コミュニケーションのエチケットに関する法令とCOPAの最大の違いは、後者の場合、

インターネットサービスを行うプロバイダーは、通信内容に対する責任を一切負わされていない点である。つまり、AOLをつうじてウェブを利用しているときに児童ポルノを目にもしても、AOLを訴えることはできないのである。COPAでは、プロバイダーはネットにおいて一つのチャンネルとして機能しているにすぎず、内容まではコントールできないとしている。

オンライン上の子ども保護法に反対している団体は、数多い。たとえば市民的自由のための全米組合（America Civil Liberties Union）は、この法律によって、ゲイやAIDS活動家、婦人科の知識を広めている医師達が、不当に起訴されるおそれがあると主張した。COPAが合憲と認められ、存続できるかどうかは、いまだ不透明である。

（2）州法

多くの子どもは、学校や地域の図書館で、インターネットにアクセスできる。州政府は、子どもが不適切な素材や情報をるために、公立図書館のコンピューターを利用しているのではないかと懸念している。そのため現在では、公立図書館でのインターネット利用に関する条文を定めている州が多い。ネット用のフィルターソフト（インターネットで何を見ているか検索するソフト）を利用している州もあるし、図書館員の管理に任せている州もある。

マサチューセッツ州のボストンでは、市長が、図書館の子ども用スペースにおかれただけのコンピューターに、ネット用のフィルターソフトを導入するよう命じた。オハイオ州の場合ボストンほど厳格な制限はないが、公立図書館は、インターネットによって猥褻なポルノサイトにアクセスする際の決まりを設けることを、州法によって義務づけられている。各図書館の対応はまちまちで、フィルターソフトを利用する館もあれば、子どもがインターネットを使用する際には、保護者の監督を義務づけているところもある。

2. コミュニティを基盤とした保護策

ネットワークの監視にあたるコミュニティグループは、警察と協力して活動している場合が多い。「サイバースニッチ」（サイバー上の密告システム）というウェブサイトは、警察が運営するプログラムで、インターネット上で不審な活動について、市民が警察に通報

できるシステムになっている。

その他、子どもになりますましてチャットルームを監視し、小児性愛者を捕えようとこころみているグループもある。誰かが「子ども」に露骨に性的な質問をしたり、その「子ども」に会おうとした場合は、警察に通報する。警察がこのような情報を利用して、「おとり」捜査を行なうこともある。見かけの若い刑事がその小児性愛者に接触し、逮捕するのである。

「サイバーエンジェル」というグループも、チャットルームを監視している。これは「ガーディアンエンジェル」が着手したプログラムで、その目的は、市民——特に子ども達に、インターネットを安全に利用する方法を指導することにある。また、インターネット上の安全について親子で学習するための、教育的なウェブサイトも提供している。サイバーエンジェルの活動内容は、次のとおりである。

- a インターネット上の児童ポルノを探索し、警察に通報する。
- b 小児性愛者のグループを探索し、警察に通報する。
- c チャットエリアで、子どもたちを監視する。
- d 老人や子どもねらったオンライン詐欺を見つける。

3. 家庭を基盤とした保護策

子どもにとって何が適切か判断できるのは親だけだという意見も多い。インターネット上のサイトや教育プログラムの中には、このような親のために、インターネットの使用法について子どもにどのように教えればよいか助言したり、子どものインターネット利用を監視する方法を指導するものもある。このようなプログラムの一つである「サイバーセーフキッズ」(全国犯罪防止協会の運営による)でも、保護者の役に立つアドバイスを送っている。以下に、その内容の一部を示す。

a 許容範囲の設定

子どもがインターネットで利用できるサイトのうち、親が許容できるものとできないものを分類し、リストにする。きまりを守らなかった場合、どのような罰を与えるかも決めておく。

b ポルノや子どもからの搾取、差別的言論について、子どもに教える

このような問題についてあらかじめ知識を与えておけば、好奇心を煽ることにはならないだろうし、インターネットで目にしたときにも、どのように対応すればよいかわかるであろう。

c ネット上で注意すべき点を教える

子どもに、一度アクセスしたら、自分は1人ではないのだということを認識させておかなくてはならない。ネット上では、知らない人に安易に情報を教えないよう注意させる。

4. 学校を基盤とした保護策

学校には、子どもを保護する責任がある。生徒がインターネットにアクセスできる環境が整った学校のほとんどが、すでに、インターネット利用について決まりを設けている。

校内で子どもにインターネットを使用させたいかどうか、それぞれの親に判断をゆだねている学校もある。

また、ウェブを利用する際には責任をもち、不適切な素材を検索するためには利用しないことを約束する契約に、親と生徒がともにサインすることを義務づけている学校もある。教師や図書館員は、生徒が利用したサイトを定期的にチェックしており、不適切なサイトにアクセスした生徒は、一定期間インターネットの利用権を剥脱される。

より厳重に生徒を監視する学校もある。なかには教師が生徒の肩越しに、どのようなウェブサイトを見ているのか、頻繁にチェックしているところもある。1つのサイトに長時間アクセスしていることがあれば、コンピューターのヒストリー（アクセス済みのウェブサイトを自動的に記録するシステム）をチェックする。

ネット用フィルターソフトを使用して、特定のサイトへのアクセスを制限している学校もある。ネット用フィルターソフトには、特定の言葉を遮断するものや、特定のサイトを遮断するものなど、いくつか種類がある。遮断する言葉を、親が選択できるプログラムもある。以下に、ネット用フィルターソフトプログラムの例をあげておく。

a ネットナニー

モデムが特定の言葉やフレーズをひろった時、自動的にモニターの電源が切れる。

親があらかじめ、コンピューターのファイルに特定のフレーズを入力し、モデムを

通して同じフレーズが読み込まれると、接続が切れるシステムになっている。

b サーフウォッチ

ポルノサイトへのアクセスを妨害するもの。サーフウォッチのスタッフが、毎日インターネットを調べてポルノサイトを見つけ、妨害すべきサイトとしてリストに登録している。

c サイバーシスター

ネットナニーと同じく特定のサイトや言葉を遮断するもの。遮断すべき言葉やフレーズ、サイトは、一度設定したあとにも随時追加できる。

5. 成果

サイバー上の監視体制は、うまく機能しているかといえば、機能しているとも言えるし、そうでないとも言えるであろう。その成果を評価するのは難しい。インターネットは巨大なネットワークであり、誰も全てを見ることはできないし、常時監視することも不可能である。しかも不適切なサイトは毎日のように作られているのである。

今日では、インターネット上への問題に対する関心が高まり、親は子どものコンピューター使用に対して、これまで以上に注意を払うようになった。しかし禁止されればされるほど、禁断のウェブサイトへの好奇心をつのらせる子どもが多いのではないだろうか。

<参考資料>

Harmon, Amy, "Parents Fear that Children are One Click Ahead of Them," *The New York Times*, May 3, 1999

Mendels, Pamela, "On-Line Smut Law Heads Into Court," *The New York Times*, January 18, 1999

Mendels, Pamela, "New Serious Side to Child's Play on Web," *The New York Times*, November 27, 1998

Nord, Thomas, "Web Surfers Face Limits at Libraries – Anti-porn Filters Praised, Criticized," *The Courier-Journal*, Louisville, KY, February 3, 1999.